

○輸入青果物検疫要綱一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下（<u>農蚕園芸局長が別に定めるところにより植物防疫官が有害動物又は有害植物の分散のおそれのないものとして確認したコンテナにあっては、当該コンテナの開扉</u>）をいう。ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要綱」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。	第1 3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をいう。ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）及び「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達。）の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。